

「原子力発電所内部情報受付窓口」への通報内容と調査結果

処理番号	H19-2	受付	H19. 7. 3	調査依頼	H19. 9. 20	報告受領	H20. 3. 31
通 報 内 容							
発生等日時	平成4年5月	発生等場所	柏崎刈羽原子力発電所1号機				
<p>○経済産業省への改ざん等点検結果報告書における「柏崎刈羽原子力発電所1号機総合負荷試験における残留熱除去冷却中間ポンプ（A）起動の不正表示」に関する事実認定に対して疑念がある。</p> <p>○報告では、当時の技術課の職員及び保修課長以下の保修課員らが発電部長と協議し、最終的には発電部長の判断により偽装行為を行う方針を決定したとあり、技術課長や技術課副長といった検査の責任者が全く関与せず、彼らの知らないところで部下が上司を欺き、検査に責任がない保修課の職員と結託して、偽装行為を行ったとしているが本当であろうか、また、技術課の職員をそうさせた動機は何でしょうか。</p> <p>○トラブル隠し時の格納容器漏洩率検査の不正では、主導者は検査の責任者である課長や副長であり、彼らの責任が明らかにされている。</p> <p>○東京電力の調査結果をご精査頂きたい。</p>							

調 査 結 果
<p>○ 経済産業省への改ざん等点検結果報告書における「新潟県原子力発電所トラブル情報受付窓口」に通報のありました「柏崎刈羽原子力発電所1号機総合負荷試験における残留熱除去冷却中間ポンプ（A）起動の不正表示」の事実認定に対する疑念について</p> <p>ご指摘のあった不正表示の事案につきましては、そのような事実があると判明した時点において、当社として、この事案が、定期検査そのものの成立性にかかわるような問題があり、重大であると考えられましたことから、社内限りで事実関係や責任関係を調査するのではなく、公正かつ中立な立場の第三者、ことに専門家によって客観的に調査し、解明をしてもらうべきであるという判断をいたしました。そこで、本件事案の事実関係及び原因・背景事情の解明に係る調査を、社外にある専門家である弁護士に委ねることとし、5名の弁護士からなる社外調査団にその実施を依頼しました。</p> <p>そのような経緯がございますため、本件事案に関する事実関係は、社内資料と当時の関係者への聞き取りなどを総合して、社外の第三者である弁護士が事実認定を行い、その調査の結果を社外調査団の調査報告書（平成19年3月1日付「柏崎刈羽原子力発電所1号機 残留熱除去冷却ループ（RHIW）ポンプにかかる事案についての調査報告書」（以下、「調査報告書」という））としてとりまとめたものです。</p> <p>今回、ご指摘をいただいたことから、改めて社外調査団に、この調査報告書の内容が弁護団による調査の結果をそのとおりに反映したものであり、誤りのないものであるということを確認いたしました。</p>

○「技術課長や技術課副長といった検査の責任者が全く関与せず、彼らの知らないところで部下が上司を欺き、検査に責任がない保修課の職員と結託して、偽装行為を行ったとしているのは本当であろうか」とのご指摘について

社外調査団によれば、本件の調査においては、社内資料を確認するとともに、この案件にかかわった当時の職員等に対して聴き取り調査を行ったほか、重要な関係者に対しては複数回の聴き取り調査を実施し、その上で合議を尽くし、慎重な事実認定を行ったということであり、その調査報告書によりますと、本事案は、発電部長以下、技術課の職員、保修課長以下の保修課の職員が協議したが、最終的には発電部長の判断により、偽装行為を行って国の検査を受けるという対応方針を決定したもので、技術課長が関与したということについては認定されておりません。

なお、「技術課長や技術課副長といった検査の責任者が全く関与せず、彼らの知らないところで部下が上司を欺き、検査に責任がない保修課の職員と結託して偽装行為を行った」とのご指摘につきましては、上記報告書においては、技術課職員は、発電部長の指示により行動しており、上司を欺いて偽装行為を行ったというようなことは、認定されておりません。

当社としても、上記社外調査団の調査結果に相違ないものと考えております。

(調査報告書4頁をご参照下さい)

○「技術課の職員をそうさせた動機は何でしょうか」とのご指摘について

本件事案の原因・背景事情につきましては、上記の調査報告書に、「定期検査の工程を厳守し、予定どおり原子炉を起動・運転することを重視する当時の東京電力の職員の姿勢がマイナス面に作用し、翌日に検査を控えた検査対象設備に不具合が発生し、予定どおり受検することが困難な状況に至ってもなお、その補修を実施してから受検するのではなく、予め決められた定期検査の検査スケジュールを遅延させずに、予定通り定検検査の受検を終えたいという動機を優先させた」と記載されております。

(調査報告書5頁をご参照下さい)

○「トラブル隠し時の格納容器漏洩率検査の不正では、主導者は検査の責任者である課長や副長であり、彼らの責任が明らかにされている」とのご指摘について

ご指摘の事案は、平成14年12月11日に公表いたしました「原子炉格納容器漏洩率検査に係る問題」のことと思われませんが、関係者の関与や責任の度合いは、事案ごとに異なるものですし、事案それぞれで判断されるべきものでもありますから、必ずしも同様になるものではないことをご理解いただきたいと思います。

当社といたしましては、平成19年4月6日にご報告いたしましたとおり、本件事案のようなことが再度発生しないように抽出した問題点を分析し、再発防止に取り組んでおります。